

学会賞選考委員会の方針について

京都大学医学研究科形成外科学 鈴木 茂彦

日本創傷治癒学会の前身である創傷治癒研究会の時代に一時期研究奨励賞が授与されていた期間がありますが、立ち消えとなっていました。若い新進気鋭の会員の先生の研究の励みとし、学会を活性させる目的で、6年前の第35回本学会学術集会から新たに規約が制定され、日本創傷治癒学会研究奨励賞が授与されることになりました。研究奨励賞は若手研究者が対象でしたが、2年後に年齢を問わず受賞できる学会賞が追加されました。当初、研究奨励賞、学会賞ともに理事会で選考されていましたが、昨年度学会賞選考委員会が設立され、本委員会で候補者を選考し理事会の承認を得て決定する形式になりました。

研究奨励賞、学会賞ともに学術集会に演題提出と同時に、応募することになっており、応募締め切り後、学術集会までに受賞者が決められ、受賞者の先生には学術集会で一般演題を受賞講演としてご発表していただくことになっています。ただしこの応募方法は制度が立ち上って間もない頃に決められており周知が十分されているとは言えず応募者が必ずしも多くないこと、事前の発表抄録と申請者自らが記載した経歴と業績だけで受賞者が選考されており、数字上の選考基準点数をいくら厳重に定めても元になる資料の客観性にやや欠けるなどの問題点があります。今後本委員会では具体的な選考作業のみならず、学術賞のありかたを検討していきたいと考えていますが、諸会員の皆様のご意見もお寄せいただければ幸いに存じます。

なお現在の学会賞・研究奨励賞規約は下記のとおりです。

日本創傷治癒学会学会賞・研究奨励賞規約(改定2007.1.15)

I 総則

- 1) 日本創傷治癒学会に学会賞および研究奨励賞をもうける。
- 2) 優れた創傷治癒に関する臨床的基礎的研究成果を発表した本学会会員および準会員に対して、選考の上、本学会学術集会において授与する。
- 3) 本賞は賞状ならびに賞金をもってこれにあて、各賞一度限りの受賞とする。



**NEWS
LETTER**

日本創傷治癒学会

**2010.10
No.59**

●日本創傷治癒学会事務局

〒160-8582

東京都新宿区信濃町35

慶應義塾大学医学部外科学教室内

tel.03-3351-4774

fax.03-3355-4707

e-mail: info@jswh.com

URL: <http://www.jswh.com>

Ⅱ 選考

- 1) 学会賞は特に優れた発表に対し授与され、年齢制限を設けない。
研究奨励賞候補者は、将来の発展が期待される若手研究者（正会員、準会員を問わず年齢は4月1日現在40歳以下）とする。
- 2) 受賞者は、事前に提出された抄録と申請書をもとに、本学会学術集会開催前に理事会において選考され、決定される。
- 3) 受賞者は学術集会にて受賞講演を行う。
- 4) 受賞者は学会賞毎年1名、研究奨励賞毎年1～2名とする。
- 5) 学会賞の賞金は1件20万円、研究奨励賞の賞金は1件10万円とする。

Ⅲ 附則

- 1) 日本創傷治癒学会学会賞・研究奨励賞規約は第37回日本創傷治癒学会（2007年）より実施する。

